

まちづくり基本目標

- ◇将来を担う人が育つまちをつくる
- ◇安心して生活できるまちをつくる
- ◇賑わいのあるまちをつくる
- ◇暮らしやすいまちをつくる



発行・町田市 編集・政策経営部広報課
〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22
市役所の代表電話 042・722・3111
市役所の窓口受付時間 午前8時30分～午後5時
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



今号の紙面から

2面

5月12日は民生委員・児童委員の日

5月30日はごみゼロデー～統一美化キャンペーンを実施

本日の新聞には「第2部健康特集号」が折り込まれています。

自転車安全利用TOKYOキャンペーン

～5月31日まで

春の全国交通安全運動

5月11日～20日

～交通ルールとマナーを守りましょう！

問交通安全課☎724・1136 FAX050・3160・8039、町田警察署☎722・0110、南大沢警察署☎042・653・0110

自転車を安全に運転する上での禁止事項の一例

遮断踏切立ち入り 踏切の遮断機が閉じようとしていたり、警報機が警報している間は、踏切に入ってはけません。 罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金	信号無視 信号は、必ず従わなければなりません。 罰則 3か月以下の懲役または5万円以下の罰金	ブレーキ不良(備えていない)自転車運転 ブレーキは前車輪と後車輪ともに備えていなければなりません。 罰則 5万円以下の罰金
傘差し運転 傘をさす、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。 罰則 5万円以下の罰金	携帯電話使用運転 自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。 罰則 5万円以下の罰金	イヤホン等使用運転 イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転に必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。 罰則 5万円以下の罰金

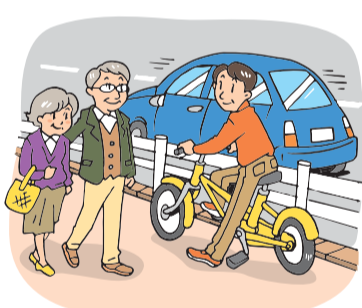
自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上のため、5月31日(日)まで「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」を実施中です。
 自転車も重大な事故を引き起こす原因となります。この

自転車安全利用TOKYOキャンペーン

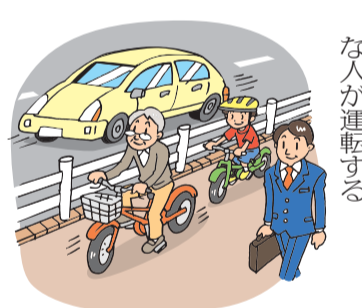
機会に自転車の正しいルールを確認してみませんか？
 交通ルールを守り自転車を安全に利用しましょう。

自転車安全利用五則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 自転車は、歩道を通行できるのは、次のような場合です
- 道路工事等、車道の左側部分の通行が困難な場合や、



② 車道は左側を通行
 ③ 歩道は歩行者優先で、車道を徐行



○13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転する



追い越し車両との接触事故の危険がある場合等、安全確保のためやむを得ない歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等がある

5月16日(土)

コンビニ証明書自動交付サービスを一時停止

システムメンテナンスのため、5月16日(土)はコンビニエンスストアでの証明書自動交付サービスを終日停止します。

皆さんのご理解ご協力をお願いします。

問市民課☎724・2123
FAX050・3085・626

町田市・第九消防方面合同総合水防訓練

日時 5月17日(日) 午前9時30分～正午
 会場 鶴見川クリーンセンター(三輪緑山1-1)

町田市・町田消防署・第九消防方面内各消防署・町田市消防団等の関係機関から約500人が参加し、町田市・第九消防方面合同総合水防訓練を実施します。

この訓練は、台風や集中豪雨が予想される雨の季節を前に、水防態勢を万全にするため実施するものです。都市型水害に対応した各種水防工法

- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- 6月1日から悪質な自転車運転者に講習の受講が命じられます
- 6月1日から改正道路交通法の一部である自転車運転者講習制度が施行されます。
- 「信号無視」「遮断踏切立ち入り」「通行禁止違反」等、危険な違反行為により3年間に2回以上摘発された自転車運転者には、公安委員会が「自転車運転者講習」の受講を命じます。
- 受講命令に従わない運転者には、5万円以下の罰金が科せられます。

また、一昨年に発足した東京消防庁第九消防方面本部消防救助機動部隊(ハイパーレスキュー)が訓練に参加し、車両展示も行います。

交通小田急線鶴見川駅から緑山循環行きバスで「けやき通

問防災安全課☎724・2107 FAX050・3085・6519



土砂に埋もれた家屋等から人を救助する訓練の様子

5月11日～20日 春の全国交通安全運動

やさしさが走るこの街 この道路

運動の基本

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 二輪車の交通事故防止
- ③ 飲酒運転等の根絶
- ④ 飲酒運転や危険ドラッグ等を使用している運転は、重大事故につながります。
- ⑤ 飲酒運転をした本人だけでなく、酒類の提供者や車両の同乗者等も厳しく罰せられます。

横断禁止場所を渡ってはいけません。遠回りでも横断歩道を渡りましょう。

ドライバーは、歩行者や自転車に注意して、安全運転を心がけましょう。

【運動の重点】

- ① 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底。上記参照)
- ② すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③ 交通事故の際に車外放出や同乗者に衝突するなどの危険につけましょう。

性があります。乗車の際は、すべての座席でシートベルトを着用しましょう。

子どもには、体格に合い、座席に確実に固定できるチャイルドシートを使用しましょう。